

次に、「議案第92号 平成20年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

○ 健康増進課長

議案第92号 平成20年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

補正予算書の101ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3211万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ139億1619万6千円と定めるものでございます。わが国の医療制度は、20年度に老人保健制度の廃止、後期高齢者医療制度の創設、退職者医療制度及び前期高齢者医療制度の改正と大幅な改正が行われております。このため、これらの医療制度改正に大きな影響を受けます国民健康保険特別会計の20年度当初予算編成時においては、詳細が不明なことから概算で計上している箇所があり、今回、大きな補正となっているところがございますことをご了承をお願いいたします。また、今回の補正は、本年度上期の実績をもとに、決算見込み額を試算し、歳入歳出において増減をいたしております。

111ページをお願いします。まず、歳出予算の主なものについてご説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費48,246千円の増につきましては、今年度から実施されております特定健診の職員等5人分の人件費を計上したことによるものです。

112ページをお願いします。2款保険給付費、1項療養諸費、2項高額療養費、4項葬祭諸費につきましては、7月分までの実績から2月分までの見込みを推計し、保険給付費全体の当初予算約93億7500万円から1.1%増の約94億7900万円を計上いたしております。

113ページをお願いします。3款後期高齢者支援金、4款前期高齢者支援金、114ページをお願いします。5款老人保健拠出金、6款介護納付金につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合又は社会保険診療報酬支払基金への20年度の納付金や負担金、拠出金の額が確定しましたので、その金額にあわせて補正をお願いいたしております。

106ページをお願いします。歳入予算の主なものについてご説明をいたします。1款国民健康保険税につきましては、8月分までの実績から推計し、国民健康保険税の当初予算額約28億5300万円から4.3%減の27億3100万円を計上いたしております。これは、国保世帯の所得について19年度と20年度を比較しますと減少しているためではないかと考えております。

107ページをお願いします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、108ページをお願いします。2項国庫補助金及び4款療養給付費交付金につきましては、計算基準として一般療養給付費又は退職療養諸費から前期高齢者分を除いて算定することとなっております。このため、5款前期高齢者交付金の約5億1700万円の増額に伴い減額することとなります。5款前期高齢者交付金につきましては、20年度の交付額が確定しましたので5億1700万円増の補正をいたしております。

110ページをお願いします。10款繰越金につきましては、19年度の繰越金約3億4500万円を計上いたしております。以上で、国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○ 楡井委員

何点か質問させていただきます。はじめに、国民健康保険税の大幅な減の内容と、その原因について教えて頂きたいと思っております。

○ 健康増進課長

国民健康保険税につきましては、一般分が2億3,129万5千円の減、退職分が1億948万5千円の増、合計で1億2,181万円の減となっております。国保世帯の一世帯あたりの所得につきまして見てみますと、18年度が1世帯あたり80万9,661円、19年度が79万2,993円、

20年度が76万3,850円と年々減少しております。このため、税の減少につきましては、このような所得の減少が原因ではないかと考えております。

○ 楡井委員

一般の分でですね、これで2割、5割、7割の減免分があつてなお、約2億3,100万という大きな額の補正ということになっています。今説明されたように、年々所得の減少ということでもあるんですけど、市民の暮らしのひどさ、きつさと言いますか、苦しき、これが国民健康保険会計の側面から見ても、しっかり言えるというふうに思うんですけど、そういう理解をしてもいいですかね。

○ 健康増進課長

年々、所得が減少しているということは事実でございます。また、今年度もおそらく所得というのは景気が悪くなっておりますので、また税につきましてもそれに反映されるということになってまいりますので、そこのところを私どもも心配しているところでございます。

○ 楡井委員

そういう状況の中なんですけど、国民健康保険証があつても簡単に病院にかかれないという状況だと思うんです。ましてや、国民健康保険証が無い、資格証明書しかないという人では、病院にかかれない、かかりにくい、それから、そういうことと言えば、医療から除外される医療難民とでも言いましょうか、そういうことになりかねないというふうに考えられます。このことについて、どういうふうにお考えでしょうか。

○ 健康増進課長

資格証明書のことではないかと思われましますが、資格証明書につきましては、保険税を滞納されて1年以上経たれている方を対象としておりますけど、私どもとしましては、納税相談、そういったことをされれば、少なくとも短期証について交付いたしておるところでございます。実際に、いろいろお話をさせていただいても、ほとんど納税相談にもお見えにならない、こういった方に対して、資格証明書を発行している状況でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

滞納者を、一般論的に片付けると正しくないというふうには思います。こういうふうに、現在800を越える資格証明書発行者が出ていますから、この問題をやはり行政として座視できない問題じゃないかと思えます。その点で、今言われたように、納税相談などにはというふうなことでありますが、国民健康保険証を取り上げるのを止めて、罰則的な視点でこの問題を見てはいけなのではないかというふうに思います。ちょっと古いですけど、7年の5月23日付けで厚生労働省国民健康保険課長補佐の方が発行された国保実務という文章をご存知ですよ。この9ページから11ページ指導的な観点が書いてあります。この中では、滞納者の人達へのそれなりの一定の配慮がされた文章になっておりまして、どうしても国民健康保険税が払えないという場合には、生活保護も見通して援助しなさいというような文言もあるんですね。そういう視点もありますから、この国民健康保険証取り上げを一律的にやると、1年滞納したら、というようなことには是非しないで頂きたいというふうに思いますので、そういう立場でがんばって頂ければというふうに思いますが、そういうことについてはいかがでしょうか。

○ 委員長

楡井委員さん、国民健康保険制度自体についての質問になっていってるみたいなんで、あくまでも補正予算の審議なんで、そのように方向転換するようにお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 10:37

再開 10:38

委員会を再開いたします。

○ 保健福祉部長

国保の資格証につきましては、やはり滞納の状況によって資格証あるいは短期の保険証を交付しているところがございます。最近の景気の低迷の中で、やはり生活、特に国保の加入者の所得水準というのは、かなり下がってきておりますので、そこらへんの保険証の交付につきましては、納税課と私どもが連携をとりながら十分に個々のケースにお話を聞きながら、対応していきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

若干説明があったんじゃないかと思いますが、改めてすいません。国庫支出金が大幅に下がっています、少なくなっていますね、補正で、その中身の説明をお願いいたします。

○ 健康増進課長

国庫支出金のうち、大きなものにつきましては、107ページの下段の療養給付費等負担金がございます。また、108ページ中段の3款国庫支出金第2項国庫補助金の中の財政調整交付金というのがございます。これが大きなものでございますが、これにつきましては、一般療養給付費、一般高額医療費等が算定の基礎となっておりますが、一般療養給付費等には一般の国保の方と、前期高齢者の方の費用が含まれております。今年度新たに、前期高齢者交付金が創設され、別途交付金が算定されますことから、療養給付費等負担金及び財政調整交付金につきましては、一般療養給付費分等から前期高齢者の交付金も差し引くこととなります。今回の補正で、前期高齢者交付金が5億1,700万円増額となっておりますから、逆にこの国庫支出金が減少することとなります。

○ 楡井委員

101ページの補正予算の説明書第1条ということでは、3,200万の動きなんですけど、中身は相当大きく何億円というかたちの数字が動いているわけですね。今の国庫支出金の問題もそうですけど、療養給付費の大幅な減、それから今言われた前期高齢者交付金の大幅増になってますし、一般会計からの繰入金の問題も、これは大きく増えているという状況がありますので、これは何か制度上の問題とか、法の改正の問題でのこういう動きなのかどうか、その点ちょっと説明していただけますか。

○ 健康増進課長

理由としましては、それぞれ理由は違います。ただ、一番最初に申しましたように、いろいろな制度改正があっておりますことから、当初見込めなかったというのが、一つございます。それともう一つ、それぞれ医療費というのは、非常に額が大きゅうございます。例えば、国保会計で言えば、100億くらいあります。それと老人保健会計、昨年まであっておりましたけど、これが120~130億ございます。このうちの負担金を、どう見るのかということが問題になってまいります。それぞれ国から示されたパーセントで負担額が来たり、交付金が来たりします。そのうち、うちで40%見込んでおったものが、41%になったと、例えばですね、そうしてきますと、1%と申しますのは、百数十億の1%になってまいりますので、率としてはほんの1%ですけど、額としては1億、2億、3億と、こういったもの凄い額になってまいります。これ自体、このどこの部分を取りましても、基数が大きいもので、率自体は多少見込み等が変わってきますと大きな額になってまいります。それで、それぞれ額自体が非常に大きくなっているというような状況でございます。

○ 楡井委員

次に、繰越金について説明をして頂きたいと思うんですが、この繰越金の金額が現在の国保会計の黒字という分でしょうか。同時に、繰越金の平成20年度の見込みは、どういうふうになるか、分かりましたらお願いします。

○ 健康増進課長

今回、補正であげております繰越金につきましては、19年度の決算余剰金でございます 3

億4,511万1千円ほどございましたけど、この額をあげさせていただいております。本年度の見込みといたしましては、やはり厳しい状況でございます。今後県など財政支援を求めるなど積極的に歳入の確保を図ってまいりたいと考えております。先ほども申しましたように、多少の狂いで数億というのがすぐに出てくるような状況でございます。また、特別調整交付金等ございまして、その国保の状況によっていろいろ交付金が違ってくるというようなこともございますので、出来るだけそのような、国、県にお願いしまして、余剰金が出るようにしたいと考えております。見込みとしましては、今のところバランスをとった状況で0ということで考えております。

○ 楡井委員

プラスマイナス0にはしたいというような答弁でしょう。それで、歳出面にいきまして、これは先ほどとの関係で出てきますけど、医療給付費というのが非常に大きな動きになってますよね。この医療給付費の動きと同時に、確定申告の際に医療費控除というのがありますよね。この医療費控除というのが、この高額医療費分とどういう関係なのかをご説明願いたいと思います。

○ 健康増進課長

確定申告につきましては、ご本人さんが支払った金額が控除の対象になります。このため、医療機関で支払われた3割、またそれから市が支払います高額療養費等を除いた金額が対象になります。

○ 楡井委員

高額医療費分、例えば10万円かかったとしまして、3割分と言いますか市から払った分が6万9千円だったというのと、上の方の3万1千円分は、医療費控除の対象にはならないということですかね。

○ 健康増進課長

例えば、3割分で10万支払われたとします。そのうち、市が高額療養費で7万お返しするというようになってきますと、本人さんの手出しは3万になります。それで、その3万円が確定申告の対象となります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

今、質問したばかりですから、まとまりませんが、2点の問題で反対の態度を表明させていただきます。一つは、やはり後期高齢者医療保険の問題が、この補正予算にも加わっておるという状況がありますので、後期高齢者医療制度は飯塚市議会の反対、見直し決議撤回、これを含めて、やはり廃止すべきものであると思いますので、このことが1点と、それから医療証発行の問題も含めて、この二つの点をとりあえずはあげて反対をしたいと思います。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第92号 平成20年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに賛成の議員は举手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。